

質 疑 応 答 書

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	契約書(案) 第18条1項	<p>仕様書および契約書(案)に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社落札の際、契約書(案)においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。</p> <p>仕様書につきましても、契約書(案)に合綴する場合は同様に変更いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約書の条文の追加・変更はできません</p> <p>契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議により決定します。</p>
2	契約書(案) 第11条2項	<p>弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。</p> <p>ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社落札の際、契約書(案)においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	<p>支払期日については問題ありません。</p> <p>契約書の条文の追加・変更はできません</p> <p>契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議により決定します。</p>
3	契約書(案) 第11条3項	<p>遅延利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載しております。</p> <p>ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社落札の際、契約書(案)においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	<p>遅延利息については、契約書第11条第3項に記載のとおりです。変更はできません。</p>
4		<p>消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行います</p> <p>がよろしいでしょうか。</p>	<p>消費税及び地方消費税率の見直しがあった場合は、契約書第18条第1項に基づく協議により、契約金額を改定します。また、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った場合は、契約書第2条第2項の規定に基づく協議により決定します。</p>
5		<p>弊社では納付書(請求書)払い、もしくは口座振替(口座引き落とし)となります。</p> <p>どちらに対応可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。</p>	<p>納付書払いに対応可能です。広島市指定金融機関(株)広島銀行から支払います。</p>

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

番号	仕様書頁等	質問	回答
6	契約書（案） 第8条2項	<p>契約電力の超過金について、弊社の供給条件では、「契約超過電力に料金表に定める基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。」と記載されております。</p> <p>ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>弊社落札の際、契約書（案）においても上記の内容を記載いただけますでしょうか。</p>	契約書第8条第2項に基づく協議により決定します。契約書の条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議により決定します。
7		弊社は単価及び検針結果についてはWEB上でのご確認となります。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
8		<p>今回の入札に関して、落札金額等の公表は公報等で実施される予定でしょうか。もし公表される場合には、弊社といたしましては「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただきたく存じます。</p> <p>ご了承いただけますでしょうか。</p>	落札金額等の公表については、広島市報（調達号外）及び広島市ホームページにより行います。なお、落札金額の公表は総価のみです。
9		郵送にて入札に参加するのですが、再度入札となつた場合は入札を辞退する予定です。再度入札辞退届の提出の必要はござりますか。また、辞退届は、「入札書」の金額欄に「辞退」と記入したものを持続するという形でよろしいでしょうか。	2回目以降の入札を辞退する場合は、2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書を入れた封筒と合わせて二重封筒とし、郵送してください。3回目の入札書の提出は不要です。
10	契約書（案） 第9条	<p>「毎月の電力量の計量日は、発注者と受注者とが協議の上各月ごとに定めるものとし」と記載がございますが、計量日に関しては、旧一般電気事業者により定められております。</p> <p>ご了承いただけますでしょうか。</p>	仕様書に記載のとおり、自動検針装置により検針日は原則毎月1日となります。 契約書に記載がない事項については、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議により決定します。
11	入札附属書	入札額算定時の力率について、基本料金（常時）の欄に力率割引（100%）を考慮した式を人力し、算定するということでお間違いないでしょうか。	基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、それに基づく積算をしてください。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。